

議案第 33 号

令和 5 年度基山町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度基山町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 483,707 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,961,081 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,431,611	91,799	2,523,410
	1 町民税	1,017,686	10,192	1,027,878
	2 固定資産税	1,232,756	80,690	1,313,446
	3 軽自動車税	56,197	917	57,114
9 地方特例交付金		6,695	19,765	26,460
	1 地方特例交付金	6,695	19,765	26,460
10 地方交付税		1,123,512	280,108	1,403,620
	1 地方交付税	1,123,512	280,108	1,403,620
12 分担金及び負担金		23,631	360	23,991
	1 分担金	0	360	360
14 国庫支出金		1,310,624	78,170	1,388,794
	1 国庫負担金	830,628	62,081	892,709
	2 国庫補助金	475,271	16,089	491,360
15 県支出金		568,471	41,643	610,114
	1 県負担金	383,851	28,961	412,812
	2 県補助金	144,162	12,688	156,850
	3 委託金	40,458	△6	40,452
16 財産収入		136,502	556	137,058
	2 財産売却収入	131,904	556	132,460
17 寄附金		903,811	1,400	905,211
	1 寄附金	903,811	1,400	905,211
18 繰入金		1,026,029	△295,763	730,266
	1 基金繰入金	1,025,045	△297,150	727,895
	2 特別会計繰入金	984	1,387	2,371
19 繰越金		15,000	266,468	281,468
	1 繰越金	15,000	266,468	281,468

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		100,986	108	101,094
	1 議会費	100,986	108	101,094
2 総務費		2,016,350	154,315	2,170,665
	1 総務管理費	1,814,776	150,223	1,964,999
	2 徴税費	103,116	842	103,958
	3 戸籍住民基本台帳費	59,730	3,250	62,980
3 民生費		2,993,745	135,047	3,128,792
	1 社会福祉費	1,736,198	103,752	1,839,950
	2 児童福祉費	1,257,245	31,295	1,288,540
4 衛生費		765,028	3,800	768,828
	1 保健衛生費	372,634	3,140	375,774
	2 清掃費	391,539	660	392,199
5 労働費		17,835	4	17,839
	1 労働諸費	17,835	4	17,839
6 農林水産業費		109,665	2,507	112,172
	1 農業費	94,359	2,257	96,616
	2 林業費	15,306	250	15,556
7 商工費		269,816	2,728	272,544
	1 商工費	269,816	2,728	272,544
8 土木費		474,209	25,942	500,151
	1 土木管理費	27,592	4,964	32,556
	2 道路橋梁費	184,327	4,754	189,081
	3 都市計画費	43,874	16,024	59,898
	4 下水道費	153,176	0	153,176
	5 住宅費	65,240	200	65,440
9 消防費		284,565	867	285,432

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費	1 消防費	284,565	867	285,432
		779,464	27,614	807,078
	1 教育総務費	106,495	403	106,898
	2 小学校費	193,242	1,663	194,905
	3 中学校費	82,505	3,123	85,628
	4 社会教育費	220,329	15,118	235,447
11 災害復旧費	5 保健体育費	176,643	7,307	183,950
		52,917	61,141	114,058
	1 農林水産施設災害復旧費	20,497	39,641	60,138
12 公債費	2 公共土木施設災害復旧費	18,228	21,500	39,728
		596,446	△2,736	593,710
13 諸支出金	1 公債費	596,446	△2,736	593,710
		56	72,307	72,363
14 予備費	1 土地開発基金費	56	1	57
	2 諸費	0	72,306	72,306
		16,292	63	16,355
	1 予備費	16,292	63	16,355
歳出合計		8,477,374	483,707	8,961,081

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
基山町民会館指定管理料	令和 6 年度から令和 10 年度まで	2 5 0 , 7 8 0 千円
基山町体育施設指定管理料	令和 6 年度から令和 10 年度まで	2 2 0 , 4 0 5 千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農村地域防災減災事業	(千円) 500	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	53,811	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	39,586	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業	(千円) 49,100	同上	同上	同上	(千円) 61,000	同上	同上	同上